

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

## 告 示

- 宮城県議会定例会の招集  
○平成十二年宮城県告示第四百号（温泉の水質検査を行う者の指定）の  
一部改正  
○県営土地改良事業の工事の完了  
○県営土地改良事業換地計画の縦覧  
○保安林の指定の予定（二件）  
○保安林の指定の予定（二件）  
○保安林の指定の予定（二件）  
○保安林の指定の予定（二件）  
○土地改良区役員の就任及び退任の届出  
○土地改良区の定款変更の認可  
○土地改良区の定款変更の認可  
○土地改良区の定款変更の認可  
○土地改良区の定款変更の認可  
○政治団体の届出  
○政治団体の届出事項の異動届  
○政治団体の解散届  
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和四年分）  
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和五年分）  
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和五年分）

## 告 示

- 宮城県告示第七百二十号  
令和五年十一月二十八日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。  
令和五年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百二十一号  
平成十二年宮城県告示第四百号（温泉の水質検査を行う者の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。  
令和五年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本文中「第十四条第六項」を「第十四条第五項」に改め、第三号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

○宮城県告示第七百二十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。  
令和五年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
五ヶ村堀	水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型）	令和五年三月二十四日

○宮城県告示第七百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業東鹿原地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し  
二 縦覧期間

令和五年十一月二十二日から令和五年十二月二十一日まで

三 縦覧場所

加美町役場

○宮城県告示第七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字幣崎一五〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢虚空蔵五四、六三の一、六四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仙台市岩切土地改

良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年十一月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高橋 義 広

一 就任した者

令和五年十一月七日	佐藤 俊郎	仙台市宮城野区岩切字今市十一番地	理事
令和五年十一月七日	大泉 政志	仙台市宮城野区田子二丁目四十二番三十一号	理事
令和五年十一月七日	齋藤 清太	仙台市宮城野区新田四丁目三番十号	理事
令和五年十一月七日	阿部 正治	仙台市宮城野区福田町二丁目三番三十一号	理事
令和五年十一月七日	川嶋 松治	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字館下二十三番地	理事
令和五年十一月七日	永野 登	仙台市宮城野区岩切字堰下六十六番地の一	理事
令和五年十一月七日	今野 実治	仙台市宮城野区小鶴一丁目二十番三十三号	理事
令和五年十一月七日	武田 功	仙台市宮城野区岩切字三所南百四十二番地の十九	監事
令和五年十一月七日	笹 勝	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東一丁目十七番三十号	監事

二 退任した者

令和五年十一月六日	関内 清一	仙台市宮城野区岩切字堰下五十九番地	理事
令和五年十一月六日	吉田 正憲	仙台市宮城野区新田三丁目十四番二十号	理事
令和五年十一月六日	齋藤 清太	仙台市宮城野区新田四丁目三番十号	理事
令和五年十一月六日	菅野 昭	仙台市宮城野区福田町二丁目三番三十九号	理事

令和五年十一月六日	川嶋 松治	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字館下二十三番地	理事
令和五年十一月六日	大泉 享	仙台市宮城野区田子字上十八番地	理事
令和五年十一月六日	佐藤 俊郎	仙台市宮城野区岩切字今市十一番地	理事
令和五年十一月六日	福田 眞	仙台市宮城野区岩切字今市六十一番地	監事
令和五年十一月六日	佐藤 千治	仙台市宮城野区田子字三丁目二十番三十号	監事

○宮城県告示第七百二十八号

新田北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年十一月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十一月二十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石川 佳 洋

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和五年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太郎

(一) 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称、代表者の氏名、会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地、公職の種類、以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部、届出年月日

日本維新の会 高橋 浩司 高橋 洋子 仙台市太白区西中田五丁目七十七番一七 衆議院議員 令和五年十月二十三日

部

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

大槻孝雄後援会 八島 善治 鎌田 実 伊具郡丸森町大張大蔵字松の塚四 八 令和五年十月十日

郷右近佑悟後援会 郷右近佑悟 郷右近佑悟 宮城県利府町青葉台三一一一三七 六 令和五年十月六日

佐野るつを応援する会 佐野 瑠津 佐野 誠 黒川郡大和町杜の丘三一一六一五 十月三十日 令和五年十月三十日

鈴木ひでのぶ後援会 鈴木 英信 鈴木 英信 名取市杜せきのした五一八一七 十月十日 令和五年十月十日

八巻まゆ後援会 八巻 眞由 今野 正昭 伊具郡丸森町字上滝東二六一一 九月二十七日 令和五年九月二十七日

○宮選管告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党利府町支部 高久 時男 代表者の氏名 高久 時男 吉岡伸二郎 令和五年十月一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

品堀よしひろ後援会 高橋 秀樹 会計責任者の氏名 佐藤 里菜 田口 雄 令和五年十月十日

てらしま雅子後援会 加藤 治 主たる事務所の所在地 名取市美田園七一一八一六 名取市美田園三一一五一九 令和五年十月六日

村上おさむ後援会 田村 正春 代表者の氏名 田村 正春 鈴木 幸男 令和五年十月二十八日

渡辺あつし「里海会」後援会 渡邊 淳 主たる事務所の所在地 宮城県七ヶ浜町 宮城県七ヶ浜町 令和五年十月十四日

渡辺あつし「里海会」 渡邊 淳 主たる事務所の所在地 宮城県七ヶ浜町 宮城県七ヶ浜町 令和五年十月二十三日 後援会 葛蒲田浜字久保 一四七 場九八

○宮選管告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和五年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

吉岡しんじろう後援会 政治団体の名称 代表者の氏名 小幡 正彦 令和五年九月十一日

○宮選管告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

吉岡しんじろう後援会

報告年月日 5. 1. 20 (5. 9. 11解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

吉岡しんじろう後援会

報告年月日 5.10.13 (5.9.11解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0